

# 兵庫県公報

平成25年12月27日 金曜日 第3号外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

教育委員会告示	ページ
○ 博物館に相当する施設の指定 .....	1

## 教育委員会告示

### 兵庫県教育委員会告示第11号

博物館法（昭和26年法律第285号）第29条の規定により、次のとおり博物館に相当する施設を指定した。  
平成25年12月27日

兵庫県教育委員会  
委員長 山口 徹

指 定 年 月 日	平成25年12月4日
指 定 番 号	第22号
設 置 者 の 名 称 及 び 住 所	兵庫県 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
名 称	兵庫陶芸美術館
所 在 地	篠山市今田町上立杭4
備 考	種別 美術博物館